

# 監査結果報告書

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査

## 第2 監査の実施場所及び実施日

- 1 実施場所：忠岡町役場3階交流センター
- 2 実施日：令和7年10月29日（水）

## 第3 監査の対象

- 1 令和6年度事業の入札及び随意契約（工事：130万円以上、物品80万円以上、委託及び修繕等50万円以上）に係る契約事務の執行について（財務監査）
- 2 その他事務の監査項目について（行政監査）
- 3 監査対象部署

部 名	課 名
議会事務局	
町長公室	総務課、経営戦略課、自治防災課、税務会計課
産業住民部	住民人権課、生活環境課、産業建築課、土木課
健康福祉部	福祉課
教育委員会	教育課
消防本部	総務課

## 第4 監査の実施

監査対象部署の財務に関する事務の執行が関係法令及び条例規則等の規定に基づき適正に執行されているか、公正で合理的かつ効果的に事業が運営されているか、また、事務の執行が地方自治法第2条第14項及び第16項の規定に則ってなされているかという点に留意して監査を実施した。

監査の実施にあたっては、あらかじめ監査対象部署に対して関係書類の提出を求めるとともに、監査実施日においては関係職員からの説明聴取により内容の点検、確認、照合等を行った。

## 第5 監査の結果

- 1 契約事務の執行について（財務監査）

監査に付された契約書その他関係書類についてはいずれも法令等に準拠し作成され、これらに係る契約事務についてはおおむね適正に処理されているものと認められるが、改善の余地があると考えます。

- ・同一の業務を同一の業者が続けて落札し、結果として、契約が長期にわたっているも

のが見受けられた。この状態が続くと、適切な契約プロセスを経ていたとしても住民に疑念を抱かせてしまう恐れがあることから、入札に至るプロセスや基準に工夫が必要である。

- ・業者登録という制度的な制約もあるが、専門の業者が落札できていないものや少数の業者による落札が固定化している分野については、指名業務の範囲を広くするなどして契約先の幅を広げることが望ましい。
- ・令和7年3月、当時現職の町長であった杉原氏は、町発注の入札に関して秘密事項である最低制限価格などを教示した疑いにより官製談合防止法違反などの罪に問われ、令和7年11月に執行猶予付きの有罪判決が言い渡された。この事態を受け、現行の入札制度や入札の仕組みも含めた原因究明をしっかりと行い、入札制度の改善や監視体制の強化を図るなど、再発防止に向けた継続的な取組みを求める。

【議会事務局】

所属名	議会事務局
重点項目	忠岡町議会タブレット端末調達
	議会タブレット端末導入・運用業務（通信サービス利用契約・物品購入契約）
意見等	特になし。

所属名	総務課
重点項目	忠岡町役場庁舎1階サイン改修業務委託
意見等	特になし。

所属名	経営戦略課
重点項目	自治名人クラウドサービス利用契約
意見等	特になし。

所属名	自治防災課
重点項目	新浜集会所解体撤去工事
	新浜集会所解体撤去工事（その2）
意見等	特になし。

所属名	住民人権課
重点項目	戸籍標準化業務（データクレンジング以外）
意見等	特になし。

所属名	生活環境課
重点項目	令和6年度忠岡町一般家庭ごみ指定袋等作成業務委託
意見等	特になし。

所属名	土木課
重点項目	令和6年度北出公園他樹木剪定保守委託
	令和6年度緑水園樹木剪定保守委託
	令和6年度町道中央線（歩道）樹木剪定保守委託
	令和6年度町道野田線他樹木剪定保守委託
	町道本通り線他道路修繕工事
	大津川河川公園グラウンドテント復旧工事
	高月南2丁目地内他水路改修工事
	主要地方道大阪臨海線マンホール蓋修繕工事
	大津川河川公園法面等除草業務委託
	令和6年度町道本通り線舗装改修工事
	中央線11分区污水管渠敷設工事（10工区）
	令和6年度大津川左岸線舗装改修工事
意見等	特になし。

所属名	福祉課
重点項目	忠岡町福祉バス運行業務委託
意見等	特になし。

所属名	教育課
重点項目	忠岡町立小中学校防犯カメラ設置工事
	忠岡小学校体育館屋根雨漏補修、他工事
意見等	特になし。

所属名	消防本部総務課
重点項目	消防本部庁舎仮眠室等個室化改良工事
意見等	特になし。

## 2 その他事務の監査項目について（行政監査）

所属名	税務会計課、産業建築課
質 問	リフォームにより土地や家屋の価値が上がると考えられるが、①リフォームは固定資産税の算定に考慮されないのか、②リフォームの場合でも建築確認申請は必要なのではないのか。
回答① (税務会計課)	固定資産税の算定にあたり、法律上、「リフォーム」や「改築」に関する規定が明記されていないことから、リフォームに対する評価は考慮していない。

回答② (産業建築課)	建物の新築、増改築、改築、大規模な修繕等の際は、建築基準法や関連法規に適合しているかを確認するために建築確認申請の届出が必要となる。ただし、建築確認申請はすべての建築工事で必要となるわけではないため、本町における当該申請の実績は、現状、新築や増改築のみに留まっている。万が一、本町において建築違反となる事案が判明した場合は、本町から大阪府に報告し、大阪府から指導していただくこととなる。
意見	当然ながらリフォームによって価額は上がることから、リフォーム代金を加味したうえで固定資産税を算定すべきであると考え。現行の制度が課税の公平性に欠けるものなのであれば、国に対して法改正の必要性を訴えかけられたい。